

地域で安心して老いるために ―たんぽぽの会の取り組みから―

1 たんぽぽの会の取り組み

釧路地区障害老人を支える会（たんぽぽの会）の理事をしております岩渕と申します。実は二〇一一年一二月にも北海道地方自治研究所主催のシンポジウム「介護保険第五期目の課題と展望」のパネルディスカッションに参加させていただきました。

今回は、高齡者福祉政策研究会の主旨でおられる横山純一先生から「これまで実践してきた活動を話してほしい」との依頼を受けましたが、正直なところ、わたしはたんぽぽの会創立三〇周年を機に会長を退任してしまし、たんぽぽの会の活動が地域包括ケアシステムを考える研究会の趣旨に合うのだろうか、と迷いました。

ただ、これまでの活動を振り返ってみると、地域包括ケアという言葉ではありませんでしたが、地域で安心して老いたい、呆けても安心して暮らせる地域づくりを、という思いで三三年間活動してきたことが地域包括ケアシステムの目指すところ

と重なり合うと確信しましたので、講演をお受けしました。今日はわたしたちの歴史と活動をお話させていただきたいと思います。

(1) たんぽぽの会の誕生

たんぽぽの会は一九八五年六月、「父さんを殺して私も死にたい」という追い詰められた声が保健所の電話相談にあつたことがきっかけとなり、北海道では札幌に次いで二番目の介護家族会として「釧路地区呆け老人を抱える家族の会」の名称で発足しました。

たんぽぽの会は「家族、ボランティアの支えあい」と「認知症や障害を持ったとしても、希望するところで安心して暮らし続けられる地域づくり」という理念の下、現在は介護者家族の交流会、認知症や障害者本人とその家族・ボランティアの交流会（よりあい）、介護者家族や住民を対象とする交流会（元気サロン）、介護予防教室の開催、週一回の電話相談実施、会員への電話を使った声掛け、福祉塾、絵本コンサート、SOSネットワーク

釧路地区障害老人を支える会 理事

岩 渕 雅 子

クの事務局参加、若年認知症と家族の支援、様々な機関とのネットワークづくりを行なっています。発足当時、介護保険制度もホームヘルプサービスやデイサービスなどのサービスもありませんでしたので、介護者家族は老人を家に置いて来ることが出来ず、家族が集まる例会の開催は一月に一度程度が限界でした。そうした経験から、まず、釧路市議会に「託老所設置の請願」をしました。今のような介護用語も無い時代ですから、子どもを預かるのが託児所なら老人を預かる場所という意味で託老所、また、家族が仕事を休まなくてもいいように送迎付きで、と請願しました。わたしたちの請願は釧路市議会の全会派一致で採択され、六年後に釧路市初のデイサービスセンターとして実現しています。

発足の翌年からは、釧路精神保健協会や釧路市社会福祉協議会との共催で市民向けの講演会やシンポジウム、映画会などを始め、認知症や介護のこと、新しい介護制度を勉強する機会を設ける一方、札幌の会や家族会の準備をしていた小樽や旭

川、函館の会と合同で「北海道呆け老人を支える家族の会」を立ち上げました。当初、札幌の会が事務局を担っていましたが、独立した事務局を置き、現在も道内四八団体三〇〇名以上の会員が連携し活動を継続しています。

この間、たんぼぼの会の発足や活動が新聞に取り上げられたことで、初代会長と事務局長のわたしの自宅に電話相談の申し込みが昼夜問わず来るようになりました。そこで釧路市社会福祉協議会等の協力と助成を得て、一九八七年一月から「たんぼぼ電話相談」を開設しました。

開設後、様々な電話相談がありました。電話だけでは実態が分からないことも多く、一九八八年四月からは釧路保健所の保健師さんと一緒に家庭訪問活動を始めました。そうすると、疲弊する介護者や閉じ込められている高齢者など、電話相談だけでは分からなかった実態が明るくなりました。

この頃、たんぼぼの会は会費として月額一〇〇円を会員から受領していましたが、前述の活動を始めたことで、運営資金不足となっていました。運営資金を確保するために釧路精神保健協会の助成を受け、また、釧路消費者協会の協力を得て十勝地方から野菜を仕入れ、釧路市役所や福祉施設に販売する事業やパザーやオークションに取り組む、何とか資金を確保した次第です。

(2) たんぼぼ託老の開始

一九九〇年四月になると脳梗塞が関係する認知症の人、若くして障害を持った人や精神障害や知的障害を持った人とその家族から入会希望が増え

ました。実は、前年から自分たちで託老所「たんぼぼ託老」を不定期でスタートさせており、それを知って自分の家族を預かってほしいという人が多かったので。

それまでは高齢者介護家族を支える活動を中心に展開していましたが、誰もがいつかは老いて、障害を持つかもしれない。地域社会全体で支えあう活動が必要ではないか、という思いがあり、障害老人を支える地域づくりを中心とする活動に転換することになりました。そのため、会の名称を「釧路地区障害老人を支える会」に変更することになりました。

また、釧路市社会福祉協議会が国の助成金を利用した「ふれあいのまちづくり事業」を開始し、その助成金がたんぼぼ託老でも利用可能という話をいただきました。わたしたちはすぐに助成金をお願いし、不定期であったたんぼぼ託老を定期的に始めることにしました。この頃、釧路市も高齢者や障害者の介護施策について住民参加型在宅サービスに移行することを決め、このサービス提供をたんぼぼの会で引き受けてもらえないだろうか、という打診がありました。役員会では喧々諤々の議論になりましたが、最終的には引き受ける決断をし、「ハードは官・運営は民」の役割分担をきめ、市内に公営のデイサービスが六ヶ所出来るまでという協定を結んで始めました。一九九三年四月のことです。たんぼぼが突っつてわたぼうしになるという意味をこめて「わたぼうし託老」と名前を変更しました。

(3) たんぼぼからわたぼうしへ

わたぼうし託老が釧路市、釧路市社会福祉協議

会、たんぼぼの会の協働事業となったことで、地域住民や釧路市社会福祉協議会で養成したボランティア、専門職の人がスタッフとして入ってくるようになりました。釧路市の予算は認知症高齢者対策費ですが、利用者は高齢者だけではなく、実行委員会が必要と認めたら精神障害や知的障害、難病など様々な障害のある人たちも受け入れ、交流の場になりました。その都度、釧路市の担当者とは多少の話し合いが必要でしたが黙認されました。関わる人が増えたことは、市内各地の地区連合町内会に地区社会福祉協議会ができるなど、新しい動きに繋がりが、こうした動きは「釧路方式」と呼ばれ、たんぼぼの会もたくさんさんの視察を受けました。

思い起こせば、わたぼうし託老の開催前後には何度も実行委員会が開かれました。時には送迎ボランティアから高層住宅の人の送迎が負担との声が出ると、メンバーで大阪のメーカーから階段昇降機を借り、実際にテストもした結果、翌年の予算で購入してもらったこともありました。また、行政側から意見や提案がなされたり、ボランティアからも課題や問題提起があるなど、わたぼうし託老は行政と地域と一緒に問題を考えていくという「地域福祉の課題解決の場」となっていました。

一九九八年になると、介護保険導入が議論されるようになり、今まで釧路市社会福祉協議会が独占していた介護サービスについても一介護事業者として運営する必要が生じたため、わたぼうし託老の運営を見直しせざるを得なくなりました。そこで、たんぼぼの会と釧路市や釧路市社会福祉協

議会との官民協働から、これまでボランティアで関わっていた人を中心とした民協働へ移行することにしました。

ボランティア運営となったことで、釧路日本赤十字看護学校の生徒が授業として入浴介護に携わるなど、今まで以上に様々な人々たちによる協力体制となり、そこで集まった知的障害を持つ子の親たちが作業所を立ち上げるなど、そこから幅広い活動が生まれていきました。たんぼぼの会もそうして生まれた団体と一緒に勉強会や連絡会を開催し、ネットワークを広げていきました。

同じころ、わたしは母親を亡くした経験とこれまでの活動経験から自治体が実施する介護者リフレッシュ事業に参加させてもらう機会がありました。ところが、参加しているのは関係団体や民生委員などばかりで、実際に介護をしている人の集まりでは無いことに疑問を感じていました。そうした疑問を解消するため、一九九三年からわたぼうし託老の予算とリフレッシュ事業の予算を組み合わせて障害者と介護者家族と一緒に温泉に宿泊し、障害者は介助を受けながら温泉入浴、その合間に介護者家族は交流会を開くという「介護者リフレッシュ事業」を開始しました。この事業では道の保健師や釧路市の行政職員にも協働していただき七年間続いたのですが、集まった人たちはその後、行政や介護の世界で責任者となり、現在も交流が続いています。

二〇〇〇年三月、介護保険制度の開始によって釧路市からの助成金が打ち切られることになり、たんぼぼの会事業としてのわたぼうし託老は終了

することになりました。しかし、まだ介護保険サービスも十分増えておらず、重い障害を持つ人たちの家族から不安の声がたくさん寄せられたことから、これからも事業として続けるためにNPO法人わたぼうしの家を設立し、事業を継続することにしました。

2 徘徊老人の命を守る

(1) 釧路発のSOSネットワーク

発足当時から、たんぼぼの会の会員には徘徊する高齢者が多くいました。当時は認知症の研究・診療も進んでおらず、わたしたちも「三年で寝たきりになり、八年ほどで亡くなる」と精神科医から伺った情報しか持ち合わせていませんでしたし、大人のおむつ交換など介護の方法も分かりませんでした。どうすれば高齢者が落ちて生活できるのかを模索している最中、会員の母親がゴミ出しに出たまま行方不明となり、四日後に遺体となって発見される事件が起きました。

こうした高齢者徘徊とそれに伴う事件が日常的に発生していましたので、わたしたちは会員誰にでも起こりうる問題ではないかと危機感を覚え、釧路警察署や釧路保健所などに働きかけをしました。その結果、一九九三年九月に釧路保健所が主催となって「老人精神保健相談指導事業連絡会議」が開催され、そこで在宅だけではなく、施設や病院からも高齢者が徘徊して死亡する事件が毎年起こっているという事実が明らかになりました。そうした背景から、翌年四月に「徘徊老人SO

Sネットワーク」を立ち上げました。SOSネットワークは、①手続きを簡略化して警察に情報を一元化して行方不明の人を速やかに保護する。②必要に応じて認知症患者と家族への支援を行い、適切な医療・福祉サービスにつなげ再発を防ぐ。③地域全体で取り組むことで認知症への理解を深め、認知症患者と家族を支えるための地域づくりをするという特徴と目的を持って活動し、現在は一市七町村の三警察署と四六〇の協力機関が参加しています。

ただ、当時は認知症の理解も乏しく、家族が認知症であることを隠したいという人が多数いましたので、まずは認知症への理解を深めるため、芝居やシンポジウムなどの講演も重要活動としてきました。

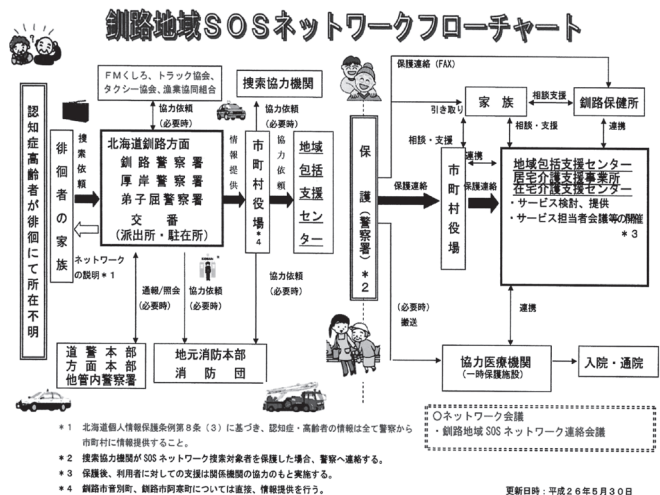
フロッチャートを見て頂ければお分かりのように、徘徊高齢者が発生したと警察に連絡した場合、FMくしろは三〇分おきに尋ね人情報を放送し、タクシーには所属する会社から情報提供がなされタクシーを流しながら捜索に協力、釧路市の場合では住民基本台帳で福祉サービス受給の有無などを確認、最寄りの地域包括支援センターに連絡し、そこから家族に対する支援を行なうようにシステム化されています。また、徘徊高齢者が保護され、けがや衰弱していた場合、居住地の施設や病院に入院している間に福祉関係者が次の処遇を決めるなど、再発防止の活動も行なっています(図1)。

運用を始めた一九九四年から介護保険制度スタート直前の一九九八年頃までは一定の利用者がおりましたが、一九九九年から二〇〇五年ころま

では実際に手配・保護されても公表しないという形になり、実態のよく見えない時期が続きました。こうした停滞は、介護保険制度の開始で徘徊高齢者問題は解決できるという風潮があったことや個人情報保護法との関係で活動が困難となったことが影響しているのではないかと考え、改めて、ワークショップの開催や組織の見直しなど理解を深める活動もすすめました。

二〇一二年からは個人情報保護法の例外規定が適用されることになり、その後、利用者は増加と減少を繰り返す状況となっています(図2)。また、

(図1)

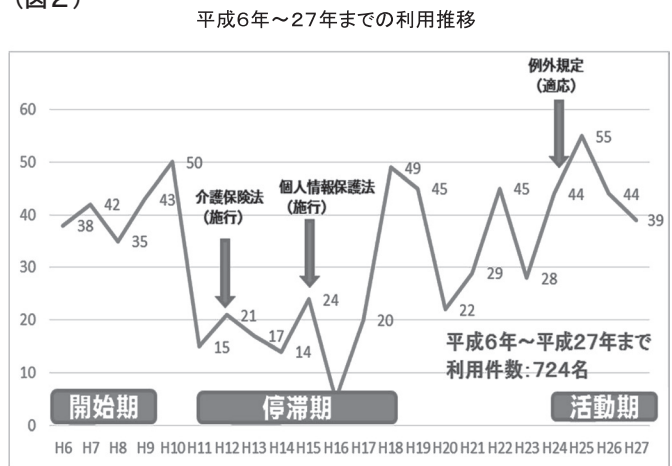


二〇〇八年から同ネットワークでは認知症等の高齢者だけではなく、子どもや障害者・自殺企図等のある行方不明者にもSOSネットワークを適用しており、二〇一六年の利用者内訳をみると、高齢者より子どもなどの利用が増加しているのが特徴となっています。

(2) 家族の心傷と地域の支え

二〇〇三年、認知症介護研究・研修東京センターと協働でSOSネットワーク発足一〇年の検証調査として、稼働データの分析と家族や利用者への

(図2)



聞き取り調査を実施しました。分析の結果、物忘れは加齢が理由と家族が考えているうちに徘徊が始まり、二回以上保護されている人が三割以上にもなるというデータが示されました。当時は介護保険制度が始まった直後でしたが、家族が専門職に出会うのは徘徊がピークか終息のころで、早い段階からの支援が必要であることも分かりました。

そして、介護保険導入以前は、徘徊傾向がある高齢者を持つ家族が仕事で介護できない場合、週五日のデイサービスが利用できましたが、導入後は身体状況の判定で利用制限が設けられ、見守る人がないまま家に一人で居て、日に何度も徘徊する認知症高齢者が増加していることが明らかになりました。

さらに、徘徊に悩む家族からは、介護によって心身共にボロボロであることや家族と親族の関係性が崩れる、死亡・未発見の場合はトラウマが残るといふ回答もありました。実際にSOSネットワークを利用した家族への聞き取りでは、死んでしまおうと思う反面、認知症の理解が不十分であることに對する世間体の問題などで匿名を希望せざるをえなかったという声や、警察担当者からの何気ない一言で傷ついたとの声も挙がりました。

一方で、町内会の会合に認知症になった親を連れ、地域に理解を求めていると回答した人もおり、地域での支えあいが重要との声も出ていました。

当時は介護保険制度の導入で様々な業界が介護事業に参入したため、SOSネットワークや地域の見守りが重要であることを理解していない事業者やケアマネージャーの急増がこうした問題に拍

車をかけたことも分かりました。

調査から、医療と福祉の領域を超えたまちなかのネットワークによって認知症の人と家族の地域生活を支える必要があることが見えてきました。

そして、この調査結果を「〇周年記念講演会や様々なシンポジウムで発表したことがきっかけとなり、SOSネットワークの活動が二〇〇四年度の厚生労働省「介護予防・地域支え合い事業」に採択されました。また、民主党（当時）の参議院議員が国会で質問したことで警察庁から徘徊高齢者捜索数が初めて公表され、国の徘徊・見守りSOSネットワークの構築事業に繋がりました。わたしたちが徘徊老人の命を助ける活動として手さぐりで始めたSOSネットワークは、わたしたちの町を越えて、地域づくりや地域を耕すという意義を持つ活動だった、と言えるのかもしれない。

(3) 更なる地域づくりのために

この検証調査の結果を受けて、たんぼの会も新たな助成金を頂くことができましたので「認知症にやさしいまちづくり」を目標に、新たな事業を始めることにしました。まず、釧路市社会福祉協議会や町内会、老人クラブ・地区社会福祉協議会、市民団体との協働事業で地域研修会・懇談会を行ない、認知症への理解を深める活動を始めました。

並行して共同募金会から頂いた助成金で、SOSネットワークの啓発パンフレットを作成し、新聞販売店や印刷会社などの協力を得て釧路管内の一市九町村（当時）に無料配布しました。無料配布後、飲食店や企業などから協力の申し出が増え

たり、厚岸町ではSOSネットワークの再編成に繋がるなど、新しい動きが起きました。

また、電話相談を受け家庭訪問をする中で、一人暮らしや老夫婦世帯で孤立している高齢者が多くいること、特に若年認知症の人の居場所や利用できるサービスが無いことが分かり、二〇〇五年、北海道NPO越智基金（現・認定NPO法人北海道NPOファンド）の助成を受け、若年認知症の人の居場所づくり「ぼれ・ぼれ」と若年認知症の介護家族支援を始めました。

そして、家族が働いている間に若年認知症の人が様々な問題やトラブルを起こすことが分かってきましたので、障害者支援のNPOと協力して新たに子どもから高齢者まで利用可能な国の新制度を利用して共生サロンを始めました。三年ほど共同で運営してきましたが、障害者、若年認知症の共生、就労支援はどうすべきかを考えるようになり、若年認知症者支援と障害者支援を一体化させることを決め、この事業は障害者支援のNPOに事業移管しています。

3 高齢者虐待の背景とソーシャルアクション

(1) 高齢者虐待の実態を知る

一九九八年、わたぼうし託老を利用していた高齢者が自宅で息子に刺され死亡する事件が起こりました。家族の相談を受け支援の輪を作りつつあった時で、私たちは大きな衝撃を受け、裁判にも通いました。裁判を通して、わたしたちは導入

が予定されている介護保険制度がこうした問題を解決できるのか、と疑問を持ち、釧路市内の専門職や講演会で縁ができた研究者にも協力して頂き、家族介護の実態を調査することにしました。

結果、認知症が深いほど、家族は自分の時間が持てない、社会活動ができないうなど、ストレスが溜まっているとの結果が示された一方、要介護者に対し声を上げた、手を挙げた経験のある家族も多いという結果も明らかになりました。また、例えば「黙り込んだ」とか「泣き叫んだ」といった、手や声をあげられたときの要介護者の反応も聴き取ることができました。通常は調査しても虐待についての回答はえられにくいものですが、介護の経験者が同じ立場から聴き取りをしたことでこうした実態が見えてきたと思います。

この調査結果を見ると、在宅介護の苦しい実態は何も変わっていないのではないかと考えざるをえません。また、介護保険制度導入によってわたぼうし託老は終了しますが、それで良いのかとも考えていたところ、介護保険制度は介護される人の自立支援が主目的であり、介護家族の事情やストレスを勘案しないということが分かってきました。そこで多くの市民の協働によってわたしたちは前述したNPO法人わたぼうしの家を立ち上げ、釧路市の協力を得て認知症のデイサービスとグループホームの運営を始めました。

その後、介護予防事業（健康づくり活動）や家族支援活動、認知症介護家族支援のサポーターの養成を事業として行ないました。サポーター〇〇名の名簿を添えて、釧路市に対し家族支援の「や

すろぎ支援事業実施」の要望書を提出し、二〇〇三年一二月に釧路市の事業となっております。

(2) 高齢者虐待に向き合う

二〇〇四年はたんぼの会発足二〇周年でしたが、会員の生活で起こった事案(私たちにはとても「虐待」とは言えないのですが)に、警察が介入するということが続いて発生しました。当時、高齢者虐待が明るみに出ない、出せないという風潮があった時代でしたが、わたしたちは介護の当事者団体だからこそ現実に向き合う必要があるのではないかと考え、高齢者虐待の研究をされていた春日キスヨ先生をお招きし、高齢者虐待の講演会を開催しました。講演会と同時に特別研修として専門職や自治体職員にも高齢者虐待について学習会も開催し、釧路市に高齢者虐待に対する窓口ができるきっかけの活動になりました。

(3) 福祉塾の開催

それまでの様々な経験から、特に高齢者虐待をどう防ぐのか。また、当時は認知症の確定診断を受けるにも札幌や砂川の病院で受診が必要な時代でしたので、認知症患者や家族から「どこに行けばいいのか分からない」という声をたくさん寄せられていました。わたしたちは釧路市に対し、認知症患者医療センターの設置の要望書を何年も提出し続けたり、認知症患者や家族への支援やSOSネットワークの施策の充実を訴え続けていました。

その結果、認知症患者医療センターや地域包括

支援センターへの認知症地域支援推進員の配置がなされました。またここ数年は、地域ごとにSOSネットワーク模擬訓練を実施するようになり、町内会などの意識も変化してきたところです。

一方で、介護保険制度が定着し、サービス内容は飛躍的に増えても介護家族の悩みやトラブルは一向に減っていないため、認知症介護の初期で混乱している家族を対象にした「福祉塾」を立ち上げることにしました。これには家族の会愛知県支部の協力をえています。

福祉塾では精神科医と内科医、地域包括支援センター、介護の指導者など様々な人に講師となっていただき、月一回六ヶ月連続で開催します。プログラムは当事者の交流と最新のケア法や薬の情報、介護者として要介護者の気持ちに寄り添ってみることで、いち早く混乱期を乗り切ってもらう内容としました。この活動は講座を支えるボランティアの養成講座と合わせ、五年間続けました。

4 たんぼの会活動から地域包括ケアの進め方

(1) 介護制度と現場のはざま

たんぼの会の活動は自分たち自身の困りことからスタートし、目の前にある課題をどう解決するかを常に考えて活動してきました。専門職や自治体職員などに協力を仰ぎながら、助けられながら、認知症や障害を持ったとしても、希望するところで安心して暮らし続けられる地域づくりをという思いから、徹底した現場主義で活動してきま

した。

そうした活動の中で、協力者やアドバイスをしてくれた人々との出会い、地区社会福祉協議会や町内会の協力がネットワークの広がりとなり、わたぼうし託老だけではなく、SOSネットワークの誕生など様々な活動に繋がったと思っています。

この間、釧路市を始めとする様々な助成金と年間二〇〇〇円の会費、賛助会員の会費、パーザーを主たる収入として運営してきましたが、決して楽とは言えない運営でしたし、いつまでも助成金があるとは限りません。そうした危機感から医院跡を無償で借りしてNPO法人わたぼうしの家を設立し、たんぼの会とNPO法人の拠点事務所を置く傍らで、わたぼうし託老のデイサービスを事業化しました。

NPO法人設立の翌年からは認知症専用デイサービスを始めましたが、国からの助成金に縛りが多く、当時借用していた場所では利用できないことが分かったため、釧路市が所有する土地を借り、国や釧路市からの助成金だけではなく市民からの寄付や建設段階から市民参加方式を採り、利用者のことを第一に考える環境の中で「グループホームさんぼみち」を建設しました。

実はNPO法人を設立したところから、日中にボランティアをしてくれる主婦を確保することが難しくなりました。高齢者や定年退職後の人が代わりを担ってくれるようになりましたが、社会情勢の変化とは言え、ボランティアの数が減ってしまったことは非常に残念であり、せめてボランティアに交通費だけでも払いたいという気持ちか

ら事業化に着手した部分もあります。

ただ、介護保険事業を展開するには有資格者を雇用しなければならず、また事業にはスピード感が求められます。つまり、介護保険事業者になることは今までのように住民が地域の中で行きつ戻りつ話し合いをして、納得してから行動することができなくなることを意味しています。これはたんぼぼの会が発足し、初めて大きな壁にぶつかる出来事でした。この解決策として双方の代表だったわたしは、介護家族当事者を主体に地域住民活動をメインとするたんぼぼの会とまちづくりや自然保護活動、専門職など多様なセクターが参加する介護事業のNPOを切り分ける決断を下しました。

NPOについては、まちづくりや環境活動、専門職など新しい市民を受け入れながら地域づくりと良質なケアを提供することを理念として事業をすすめ、たんぼぼの会は従来の活動を続けています。

これまで交流していた市民団体の中には、わたしたちと同じく介護保険事業や障害者事業に参入した団体も多くありますが、制度の改変が多く事業運営に追われてしまうことで、あるべき福祉のあり方、地域のあり方を考える余裕はなくなり、事業を維持することで精いっぱいとの声が聞こえてきます。

こうした声を聞く度、わたしは改めてNPOや市民活動を見直す時にあるのかな、とと思っています。

(2) 制度と現実の矛盾点

さて、今日のテーマの地域包括ケアについて考

えてみます。たんぼぼの会の理念でもある地域で安心して生活する方向に向かって走り続け、ようやく国の制度が追いつくかもしれないという状況にもかかわらず、制度の方向性と現実乖離があるのではないかと。

高齢者支援から始まった地域包括ケアですが、介護保険制度導入前はわずかな介護サービスしかありませんでしたが、人々の支え合う多様なつながりがまだありました。気がつけば制度・サービスは整ったけれど人々の孤立は深まり、つながりは変わってしまったのではないかと危惧しています。

各地で地域包括支援センターを中心に地域包括ケアシステム作りがすすめられています。行政が住民を資源としてただ使うのではなく、住民と同じ目線で対等な協働関係を築こうとする態度や、住民自身の主体性、それを活かす運営が無ければ実現は難しいと感じています。

そうは言っても、私たちは私たちの立場で、できることを続けていかなければなりません。現在はやはり、認知症を理解してもらうことが重要だと考え、学校や地域に向いて子どもたちや地域の音楽家と共に、学校や地域の人々と絵本教室や絵本コンサートの開催、SOSネットワークの模範訓練など、子どもから親世代への認知症理解に繋がるような活動を続けています。

また、引きこもりやアルコール依存症の家族が家庭訪問で発覚するなど、これまでの高齢者や障害者を対象とした問題とは異なる問題も浮上し、新たな対応・対策も考えなければなりません。地

域で安心して暮らせるまちをつくるには、こうした問題も無視できないからです。

こうした現状で、わたしが日々現場に立ち、感じていることは、地域包括ケアシステムは地域共生社会の中に組み込まれるべきものであり、介護保険の中だけでは成り立つものではなく、地域づくり・まちづくりがなければ機能しないのではないか、ということだと思います。今日はこの問題を提起して、終わりしたいと思います。ありがとうございます。

へいわぶち まきこ

本稿は二〇一七年一月二八日に開催した第二回高齢者福祉研究会の講演をまとめたものです。
文責・編集部